

○総務省訓令第47号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月31日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線を付し又は破線で囲んだ部分は改正部分）

改 正 後							改 正 前						
別表 1（第3条関係） 〔1～3 略〕 別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表 〔第1号～第10号 略〕 第11号 実験試験局 〔1 略〕 2 特定実験試験局以外の実験試験局 〔（1） 略〕 （2） 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局 〔略〕							別表 1（第3条関係） 〔1～3 同左〕 別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表 〔第1号～第10号 同左〕 第11号 実験試験局 〔1 同左〕 2 特定実験試験局以外の実験試験局 〔（1） 同左〕 （2） 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局 〔同左〕						
周波数	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力	用途	使用区域	備考	周波数	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	最大空中線電力	用途	使用区域	備考
(MHz)		(kHz)	(W)				(MHz)		(kHz)	(W)			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
5815MHzから5845MHzまでの5MHz間隔の周波数7波	〃	〃	0.01	〃	〃	狭域通信システムの車載機用 注1、注56	5815MHzから5845MHzまでの5MHz間隔の周波数7波	〃	〃	0.01	〃	〃	狭域通信システムの車載機用 注1、注56
5900MHzから5920MHzまでの5MHz間隔の周波数5波		10000	0.2	〃	新東名高速道路上であって、浜松サービスエリアから上り方向に2.5kmまで（北緯34度50分31秒東経137度45分00秒の地点から北緯34度50分17秒東経137度46分36秒の地点まで）の範囲	V2X通信の電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設する実験試験局用 注1、注76							
5905MHzから5915MHzまでの5MHz間隔の周波数3波		20000	〃	〃	〃	〃							
5910		30000	〃	〃	〃	〃							

6720		13500	3	〃	全国	注1
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
注 [1 ～ 75 略]						
76 空中線電力は、空中線系の利得を考慮して、等価等方輻射電力が33dBm (1mWを0dBmとする。)以下となる値とする。						
別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 [1 ～ 3 略] 4 その他 [(1) ～ (1 8) 略] (1 9) 5.9GHz帯（5895MHzを超え5925MHz以下）の周波数の電波を使用する、V2X通信の電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設する実験試験局 5.9GHz帯（5895MHzを超え5925MHz以下）の周波数の電波を使用する、V2X通信の電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設する実験試験局の審査は、次の基準により行う。 ア 周波数、占有周波数帯幅、空中線電力及び移動範囲 周波数、占有周波数帯幅、空中線電力及び移動範囲は、別表1に規定する範囲内であること。 イ 他の無線局との干渉調整等 (ア) 同一の周波数を使用する他の無線局 実験試験局を開設しようとする地域及びその周辺の地域に、現にその実験試験局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、その既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、それを回避するためにその実験試験局を開設しようとする者と当該既設の無線局の免許人との間において各無線局の運用に関する調整その他の当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために必要な措置がとられていること。 (イ) 隣接の周波数を使用する他の無線局 隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な措置（当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。						
[同左]		[同左]	[同左]	[同左]	〃	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
注 [1 ～ 75 同左]						
[新設]						
別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 [第1 同左] 第2 陸上関係 [1 ～ 3 同左] 4 その他 [(1) ～ (1 8) 同左] [新設]						

附 則

この訓令は、令和7年7月31日から施行する。